

日本茶AWARD2023日本茶飲料部門審査規程

1. 日本茶AWARD2023日本茶飲料部門の審査は、この規程により行う。
2. 審査は本品評会の趣旨、目的に照らし、消費者の求める「美味しいお茶」に重点を置き実施する。
3. 日本茶AWARD飲料部門審査法は、官能審査法とする。
4. 審査は集合審査で行い、個人の採点を集計する。
5. 審査においては、必要に応じて再審査を行うことができる。
6. 出品者は審査の決定に対して異議を申し立てることができない。
7. 本規程のほか、審査に必要な事項は、審査委員会で決定する。
8. 審査方法
 - (1) 出品資格
 - ア、日本茶飲料の製造者及び販売者。1出品者2点まで。
 - イ、出品茶は、原材料が国産緑茶（日本で栽培製造されているカメリアシネンシスを原料とした茶）であり、ビタミンC（アスコルビン酸）等の防腐剤にあたるもの以外の混入がないもの。
 - * 玄米や乳類、糖類、果物・ハーブ類等の茶以外の混入は不可。
 - * 香料や着色料等の添加不可。
 - * 粉末茶や抹茶の混入は可。
 - ウ、出品茶は販売中、又は2023年12月までに販売が決定していて、申請時に表示等提示することができる日本茶飲料商品
 - エ、商品はペットボトル・アルミ缶・紙パック・ボトル瓶など市販状態の容器（濃縮茶は不可）。
 - オ、出品茶は常温保存できる商品。
 - カ、出品茶は1本希望小売価格1,500円以下（税別）の商品。
 - キ、審査見本茶は、賞味期限が2023年12月以降の商品。
 - (2) 出品部門と審査要点
 - 日本の文化である緑茶を手軽に飲め、今後日本茶ファンの拡大を期待できる美味しいお茶。
 - (3) 審査
 - ア、集合審査にて行う。
(全国各地の大学、専門学校等の学生及び一般審査員を集めた会場を予定。)
 - イ、審査見本茶の各会場での審査数は20点程度とする。
 - ウ、審査員は、カップに注がれた審査見本茶を飲み「飲んで美味しいお茶」を1点選ぶ。
 - エ、審査見本茶には管理番号をつけ、審査番号は第三者が決定し、審査終了まで厳重に保管する。
 - オ、出品茶は常温で審査する。